平成２１年（フ）第１７号
千葉県香取郡神崎町古原甲22番地
破産者　石井むつ子
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第４３５号
埼玉県所沢市南永井619番地16
破産者　株式会社協進運輸
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６８号
千葉県木更津市高柳２丁目４番７号
破産者　有限会社かじや商店
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第８３号
千葉県木更津市久津間1027番地１
破産者　有限会社カイセー電設
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第８４号
千葉県木更津市久津間1027番地１
破産者　今村　憲夫
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２０年（フ）第９９号
長野県安曇野市三郷温2810番地１
破産者　有限会社ニッコーハウス
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第６１号
大分県佐伯市野岡町１丁目６番21号
破産者　有限会社大丸水産
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２０年（フ）第１９９０号
札幌市西区発寒16条12丁目１番20号
破産者　村井土木株式会社
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６３号
茨城県高萩市東本町２丁目75番地
破産者　有限会社ヤママス
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２５３号
埼玉県入間市上藤沢262番地
破産者　株式会社クリエーション
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４９３号
神奈川県厚木市温水2006番地の40
破産者　山田興業有限会社
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第１１９号
岐阜県土岐市下石町1001番地の６
破産者　杉浦　治弘
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２０年（フ）第２６２号
岐阜県多治見市広小路２丁目59番地
破産者　株式会社デルコ
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第４４８号
大津市瀬田４丁目431番地の89
破産者　株式会社樹創
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９２５号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の６エバーグリーンポートアイランド２号棟302号、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区琴ノ緒町２丁目３番25号
破産者　ヒューマンウェア株式会社
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第７５２号
岡山市北区東古松508番地18、開始決定時の住所岡山市北区京町２番10号
破産者　石原　　翠
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１１９７号
岡山県加賀郡吉備中央町上加茂2271番地
破産者　加茂川土木株式会社
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成１８年（フ）第８０号
秋田県大仙市大曲字下高畑８番地５
破産者　大進設備工業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２０年（フ）第９３３号
東京都羽村市小作台２丁目12番地12ハイクレスト105、破産手続開始決定時の住所東京都羽村市小作台１丁目13番地６
破産者　木下　　実
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２３６号
東京都八王子市上野町87番地
破産者　倉田薬品株式会社
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２３７号
東京都八王子市上野町87番地
破産者　倉田　　隆
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２３８号
東京都八王子市上野町87番地
破産者　倉田　　正
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部